

# 尼崎市社協会館跡地及び大物公園の一体的な有効活用に係るサウンディング型市場調査

## 実施要領

現在本市において、都市公園（小田南公園）での阪神タイガースファーム施設整備をきっかけとした、地域の活性化、にぎわいづくり等、まちづくりに取り組んでおります。

そうした中、リニューアルを予定している大物公園（約 1.5 ha）に隣接する、尼崎市社協会館の機能移転に伴い、当該跡地を含めたエリア全体の具体的な活用方法について、サウンディング調査の結果を踏まえ検討を進めたいと考えております。

### 1. 調査名称

尼崎市社協会館跡地及び大物公園の一体的な有効活用に係るサウンディング型市場調査

### 2. 調査対象エリア

尼崎市社協会館跡地

【所在地】兵庫県尼崎市東大物町 1-1-2                      【敷地面積】約 2300 m<sup>2</sup>

(近隣施設等)

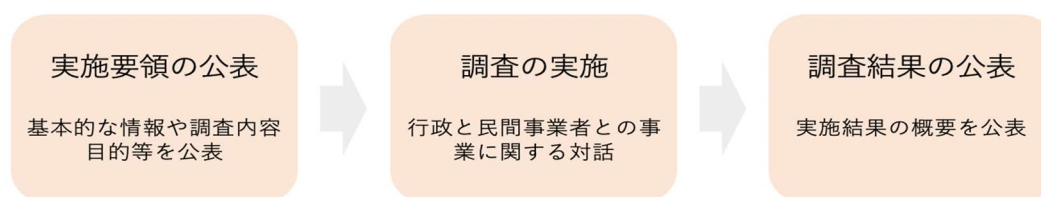
・小田南公園、大物公園、阪神大物駅、だいもつ病院、老人福祉センターワークセンター和楽園

### 3. 調査目的および調査スケジュール

#### (1) 調査の目的

・尼崎市社協会館跡地と大物公園を一体活用することで、都市公園の魅力アップ、周辺エリアの価値向上を目指しており、（別添、「サウンディング概要」参照。）公園を活用した社会実験の実施等、効果的な跡地活用検討の進め方について、ご助言をいただければと考えております。

#### (2) 調査スケジュール



時期	内容
令和5年7月上旬	サウンディング型市場調査の実施要領を公表及び参加申込受付開始
令和5年7月上旬～令和6年2月(予定)	サウンディング型市場調査実施期間
令和6年3月頃(予定)	調査結果概要の公表

※ 参加申込受付後、ヒアリング日時及び場所についてご連絡いたします。

日時につきましては、原則、尼崎市役所開庁時間（土日休祝日を除く平日の 8:45～17:30）とさせていただきます。

#### 4. 大物公園再整備等に係る全体スケジュール

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
内容 (社協会館跡地)	サウンディング調査	事業手法等検討	社協会館解体工事(予定)	社協会館跡地活用事業(未定)
周辺整備		小田南公園(阪神タイガースファーム施設)開業(R7.2月予定)		大物公園リニューアル工事

#### 5. 参加申込方法及び問合せ・連絡先

- ・ 参加申込を希望される方は、参加申込書にご記入の上、下記「連絡先」にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・ ご意見やアイデア、ご質問があるものについて、サウンディングシートにご記入ください。
- ・ 何か具体的なお提案がある場合は、その内容がわかる資料のご提示をお願いします。
- ・ 跡地活用や都市公園と連携しての利活用など、これまで取り組まれた事例や成果がございましたら、資料の添付もしくはサウンディングシートにご記入ください。
- ・ サウンディングシートに、特段記載がない項目があっても問題ありません。

##### ■連絡先

尼崎市 都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当

担当：高須

所在地：〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6530(直通)

メールアドレス①：[takasu-noriyuki@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:takasu-noriyuki@city.amagasaki.hyogo.jp)

メールアドレス②：[iwai-shohta@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:iwai-shohta@city.amagasaki.hyogo.jp)

※①、②両方のアドレスにメール送付いただきますようお願いいたします。

■サウンディングシート記入要領

(1) の利活用について	
市の考え方	尼崎市社協会館の跡地と大物公園の一体活用による、都市公園の魅力向上、周辺エリアの価値向上といった視点で活用方法をご提案ください。
(2) (1) を実現する上での官民連携等の手法について	
市の考え方	再整備事業を実施することで、大物公園を含めたエリア全体の魅力向上や、財政負担の低減に資する取組を検討しています。官民連携手法の活用によって当該取組を実現する上で、実現可能な事業手法の提案やそのメリット・デメリットについてお聞かせください。 ① 事業手法 ② 事業期間 ③ 事業参入の条件について ④ その他（官民連携手法を実施する上での検討項目）
(3) その他	
	本事業への参画に係る条件、尼崎市への要望等があればお聞かせください。

## 6. 留意事項

### (1) 本調査に関する費用

本調査への参加に要する費用(書類作成、対話への参加費用等)については、参加者の負担とさせていただきます。

### (2) 参加及び提案内容・対話の取扱い

今後、本事業に関する事業者公募を実施する場合、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。ご提案及び対話の内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで本調査の実施時点での想定のものであり、今後の進め方等について何ら約束するものではないことをご理解の上、ご参加をお願いします。

### (3) 提出書類の取扱い

- ・提出書類は返却いたしませんので、御了承ください。
- ・サウンディングシート及び補足資料の著作権は、参加者に帰属します。

### (4) 調査実施後の意見交換への協力

調査実施後も必要に応じて意見交換や文書照会等をお願いすることがあります。その際には御協力をお願いします。

#### (5)実施結果の公表

実施結果は、開催概要・参加事業者数等の実施概要と主な意見について、本市ホームページで公表する予定です。参加者の名称及びノウハウに係る内容は公表しません。

#### (6)サウンディングの実施方法

オンラインもしくは対面によって実施します。参加申込書に希望する実施方法を記載してください。

#### (7)参加除外条件

参加しようとする法人(グループの場合は構成法人のいずれかの法人)又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合は、公募の対象者として認めないこととします。

### 7. 添付書類

- ・ 参加申込書
- ・ サウンディングシート
- ・ サウンディング概要

以 上